

平成二十一年三月二十六日提出
質問 第二五〇号

外務省における各種手当の変遷に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

外務省における各種手当の変遷に関する質問主意書

一 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年四月二十一日法律第九十三号、以下「法律」という。）の第六条にある在勤手当の、平成二十年度における予算額はいくらか。その総額並びに、①在勤基本手当、②住居手当、③配偶者手当、④子女教育手当、⑤館長代理手当、⑥特殊語学手当及び⑦研修員手当のそれぞれの額について明らかにされたい。

二 一の平成二十年度における在勤手当の予算額は、その支給を受けた外務省職員の数で除した場合、一人当たりどれくらいの額になるか。

三 在勤手当の平成二十一年度における予算額はいくらか。その総額並びに、①在勤基本手当、②住居手当、③配偶者手当、④子女教育手当、⑤館長代理手当、⑥特殊語学手当及び⑦研修員手当のそれぞれの額について明らかにされたい。

四 三の平成二十一年度における在勤手当の予算額は、その支給を受けた外務省職員の数で除した場合、一人当たりどれくらいの額になるか。

五 「法律」の第五条には「在外公館の所在地における物価、為替相場及び生活水準を勘案して定めなければ

ばならない。」とあるが、一の平成二十年度、三の平成二十一年度における在勤手当の予算額は、それぞれ右の「法律」第五条にある規定に従い、適切に決められたか。外務省の見解如何。

六 本年三月二十六日の新聞報道では、フルタイムで働く人の残業代を除いた平均月給が三年連続で減少し、前年比〇・七％減の二十九万九千円となったことが厚生労働省の調査でわかったと報じている。この様に、昨年十月に起きた世界金融危機に端を発した世界不況のあおりを受け、我が国に限ったことではないにせよ、我が国の勤労者の所得は減少し、国民の多くは不況の苦しみに喘いでいると考える。この様な我が国国内外の経済環境は、三の平成二十一年度における在勤手当の予算額を決定する際に、どの様に反映されたのか説明されたい。

右質問する。